

国 地 契 第 5 5 号
国 官 技 第 2 5 8 号
国 営 整 第 1 4 6 号
平成 2 0 年 1 月 2 3 日

総務部契約管理官
各地方整備局 企画部技術開発調整官 あて
営繕部営繕調査官

国土交通省大臣官房
地方課公共工事契約指導室長
技術調査課建設技術調整官
官庁営繕部整備課建築技術調整官

簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続における
対象業務の拡大について

設計・コンサルティング業務の調達手続については、政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）の基準額以上のものに加え、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成 8 年 6 月 17 日事務次官等会議申合せ）記 4 に基づき、基準額未満のものについても、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」（平成 6 年 1 月 18 日閣議決定）Ⅱ. 2. の手続よりも簡易な手続によって調達情報を公表し、競争参加者の選定を行うこととされているところであるが、さらに競争性を高める観点から、当分の間、以下の措置を講じることとするので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続における対象業務の拡大について」（平成 14 年 3 月 29 日付け国地契第 65 号、国官技第 40 8 号、国営建第 131 号）は、廃止する。

記

1. 「簡易公募型競争入札方式に基づく建設コンサルタント等の選定手続について」（平成 8 年 9 月 26 日付け建設省厚契発第 39 号、建設省技調発第 170 号。以下「簡易公募型競争通達」という。）記 1 において、同通達に定める手続の対象とする業務の金額基準は、1 件につき予定価格が 5,000 万円以上 7,200 万円未満のものとされているところであるが、「5,000 万円以上」とあるのは「4,000 万円以上」と読み替えて取り扱うこととされたい。

2. 1の措置に伴い、「随意契約の見直しに伴う建設コンサルタント業務等の発注について」（平成20年1月23日付け国地契第54号、国官技第257号、国営整第145号。以下「課長通達」という。）については、次のとおり読み替えて適用する。
- (1) 課長通達記1②ロにおいて、1件につき予定価格が5,000万円以上7,200万円未満の協定対象特定業務（課長通達記1①イに定める協定対象特定業務をいう。）を競争入札（総合評価落札方式を含む。）により発注しようとする場合は、簡易公募型競争通達の手続によることとされているところであるが、「5,000万円以上」とあるのは「4,000万円以上」と読み替えること。
- (2) 課長通達記3②において、簡易公募型競争入札方式に準じた手続で発注することを検討する業務を、1件につき5,000万円未満の業務としているところであるが、このうち、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）付属書I日本国の付表4に掲げるサービス（当該付表4に関する注釈注3ただし書により同協定の適用範囲から除かれる種類のサービスを除く。）に係る業務については、「5,000万円未満」とあるのは「4,000万円未満」と読み替えること。

附則

この通達は、平成20年1月24日以降に手続開始の公示を行う業務から適用する。

(参考)

競争入札方式

WTO		WTO対象外		
弘済会業務＋ 所管公益法人等 行政補助業務	左以外の業務	弘済会業務＋ 所管公益法人等 行政補助業務	左以外の業務	
公募型競争入札方式		簡易公募型競争入札方式に		
7,200万円			準じた手続	
簡易公募型競争入札方式				
5,000万円				
簡易公募型競争入札方式				
4,000万円				
簡易公募型競争入 札方式に準じた手続	簡易公募型競争入 札方式に準じた手続 によるべきものにつ いて当該手続による よう努める (当該手続によらないものは 通常指名競争入札方式)	簡易公募型競争入札 方式に準じた手続	簡易公募型競争入 札方式に準じた手続 によるべきものにつ いて当該手続による よう努める (当該手続によらないものは 通常指名競争入札方 式)	
指名業者数	すべて	なるべく10社以上	すべて	なるべく10社以上

プロポーザル方式

WTO

WTO対象外

	弘済会業務＋ 所管公益法人等 行政補助業務	左以外の業務	弘済会業務＋ 所管公益法人等 行政補助業務	左以外の業務
7,200万円	公募型プロポーザル方式		簡易公募型プロポーザル方式に 準じた手続	簡易公募型プロポーザル方式に準じた 手続によるべきものについて 当該手続によるよう努める (当該手続によらないものは通常プロポーザル方式)
5,000万円	簡易公募型プロポーザル方式			
	簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続	簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続によるべきものについて当該手続によるよう努める (当該手続によらないものは通常プロポーザル方式)		
選定業者数	すべて	3～5社程度	すべて	3～5社程度